

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、本公社の建設工事に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の取扱いについて、一般財団法人広島市都市整備公社契約規程（以下「契約規程」という。）その他の規程に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」及び「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事及び遊具設置工事をいう。

2 この要綱において「工種」とは、建設業の許可（建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可をいう。以下同じ。）が与えられる業種（同法別表第1の下欄に掲げる建設業の種類をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ同表の上欄に掲げる建設工事の種類及び遊具設置工事をいう。

3 この要綱において「建設業者」とは、建設業の許可を受けて建設業を営む者及び遊具設置工事を受注する者をいう。

4 この要綱において「営業所」とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。

5 この要綱において「有資格業者」とは、契約規程第3条第1項及び第18条の規定により定める本公社の建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（第11条第2項及び第3項、第11条の4第1項並びに第43条第1項第5号を除き、以下「競争入札」という。）に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有すると理事長が認定している建設業者をいう。

6 この要綱において「地元業者」とは、有資格業者のうち、建設業法上の主たる営業所（遊具設置工事のみに係る者にあつては、常時遊具設置工事の請負契約を締結する主たる事務所。以下「本店等」という。）を広島市の区域内に置くものをいう。

7 この要綱において「共同企業体」とは、特定の建設工事の施工を目的として、現存する2以上の建設業者が、共同施工方式により当該建設工事に係る案件に限って結成する共同企業体をいう。

8 この要綱において「告示附則4に基づく企業集団」とは、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）附則4の規定により国土交通大臣が認定した企業集団をいう。

9 この要綱において「告示附則6に基づく企業集団」とは、告示附則6の規定により国土交通大臣が認定した企業集団をいう。

(秘密情報等の漏えいの禁止)

第2条の2 職員は、競争入札又は本公社の建設工事に係る随意契約（以下「随意契約」という。）の見積に関して職務上知り得た秘密情報（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）第1条の2第9号に規定する秘密情報をいう。）を漏らしてはならない。

2 職員は、競争入札の執行又は随意契約に係る見積書の徴取の前に、職務上知り得た競争入札又は随意契約の見積に参加する有資格業者に関する情報及びその参加する有資格業者の数を漏らしてはならない。

第2章 競争入札参加資格

(競争入札参加資格の要件の設定)

第3条 競争入札に参加できる建設業者は、広島市建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されている者とする。ただし、第11条第1項の規定により、本公社から競争入札参加資格を取り消された者で、本公社の競争入札に参加することができない期間を経過しない者を除くものとする。

2 等級区分に対応する発注工事の設計金額の範囲（以下「発注標準」という。）は別表のとおりとする。

第4条～第10条 削除

(競争入札参加資格の取消し)

第11条 理事長は、第3条に規定する資格者名簿に登録された者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、競争入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は契約規程第3条第2項各号(契約規程第18条において準用する場合を含む。第11条の4において同じ。)のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 本会社に提出された建設業法施行規則第18条の2の規定により受審した経営事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経営規模等評価結果通知書等」という。)の写しが虚偽申請された経営事項審査によるものであること又は偽造されたものであることが明らかになったとき。
 - (3) 本会社に提出された納税証明書(写しを含む。)が偽造されたものであることが明らかになったとき。
- 2 前項の規定に基づき競争入札参加資格を取り消したときは、当該業者に対して書面によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により競争入札参加資格を取り消したときは、取消決定をした日から3年間、本会社の競争入札に参加させないものとする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

第11条の2及び第11条の3 削除

(無資格業者への準用)

第11条の4 競争入札参加資格を有しない業者(以下「無資格業者」という。)が、契約規程第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合の手続きについては、第11条に規定する競争入札参加資格の取消しの手続きを準用する。

- 2 理事長は、本会社の競争入札に参加させないこととされた無資格業者で、本会社の競争入札に参加することができない期間を経過しない者(以下「入札参加させない無資格業者」という。)が、本会社の契約において、全部又は一部を下請負し、若しくは受託することを承認してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りではない。
- 3 理事長は、本会社の契約において、全部又は一部を下請負し、若しくは受任した入札参加させない無資格業者以外の者が、入札参加させない無資格業者に再委任又は再下請負することを承認してはならない。

第12条 削除

第3章 一般競争入札

(入札方式及び対象工事)

第13条 一般競争入札の方式は、入札後資格確認型とする。ただし、その他理事長が入札後資格確認型の方式によらないで一般競争入札により契約の相手方を決定しようとすることを認めた発注工事にあつては、この限りでない。

- 2 一般競争入札の対象となる建設工事は、原則として、1件当たりの設計金額が250万円を超えるものとする。

(入札公表)

第14条 理事長は、一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、一般競争入札の入札期日から起算して、第36条第1項及び第2項の規定に基づき設定する見積期間の日数前

までに公表するものとする。

2 前項の公表は、発注工事ごとに、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要及び工期
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合において落札者等を決定するためのくじ引を行うに当たって、原則として、該当者にくじを引かせる方法によるものにあつては、その旨
- (5) 入札参加条件（その一般競争入札に参加することができる有資格業者の条件をいう。以下同じ。）に関する事。
- (6) 入札説明書の交付に関する事。
- (7) 入札書等の提出方法、提出期限又は提出期間及び提出先に関する事。
- (8) 設計書、設計図等の閲覧及び複製をすることができる期間並びに当該設計書、設計図等の記載内容等に関し理事長に質問をすることができる期間等に関する事。
- (9) 入札執行の場所及び日時等入札手続に関する事。
- (10) 第5号において定める入札参加条件に適合する資格（以下この条から第25条まで及び第28条第3号エにおいて「個別参加資格」という。）の確認申請に関する事。
- (11) 個別参加資格の確認結果及びその一般競争入札の結果の通知に関する事。
- (12) その一般競争入札の中止に関する事。
- (13) その一般競争入札の無効に関する事。
- (14) 入札保証金及び契約保証金に関する事。
- (15) 契約事務担当課及び工事担当課の名称、所在地及び電話番号に関する事。
- (16) 入札後資格確認型一般競争入札に付する発注工事である旨
- (17) 入札後資格確認型一般競争入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (18) その他入札に関して必要となる事項

3 前項第4号に掲げる事項は、第38条の2第1項（第3号を除く。）の規定により最低制限価格を設定する発注工事に限り、公表する。

4 第2項第16号及び第17号に掲げる事項は、入札後資格確認型一般競争入札に付する発注工事に限り、公表する。

（入札後資格確認型一般競争入札に係る入札参加条件の設定）

第15条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、発注工事ごとに、入札参加条件を設定することができる。

2 前項の規定による発注工事ごとの入札参加条件については、次の各号に定めるところにより設定するものとする。

- (1) 当該工事に対応する工種について、当該発注工事の公表の日現在において又は開札（第17条第2項の規定により再度の入札に付した場合にあつては、同条第4項に規定する開札。以下この章において同じ。）の時までに、その年度の資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 当該発注工事の公表の日現在から開札までの間において、指名停止措置（指名停止措置要綱第2条第1項又は第3条の規定により行う指名停止の措置をいう。）を受けていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあつた者又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があつた事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 広島市の区域内に営業所を有する者であること。
- (5) 当該工事の規模、内容、技術的難易度等を総合的に勘案し、当該工事の施工に際して必要と認める次の事項について、発注工事ごとに決定する条件を満たす者であること。

- ア 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分
 - イ 発注標準における等級区分又は総合評定値の範囲
 - ウ 工事の施工実績
 - エ 当該工事に係る配置予定技術者の資格、実績及び雇用関係の成立の時期
 - オ その他必要と認める事項
- (6) 当該発注工事に係る入札後資格確認型一般競争入札に参加しようとする他の有資格業者のうち、人的関係又は資本関係において密接な関係を有する者（人的関係又は資本関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）として広島市が別に定める者に該当するものがないこと。
- (7) その入札後資格確認型一般競争入札に参加しようとする日において、第28条第2号、第3号イからオまで、第5号ア又は第10号アに該当する者でないこと。
- (8) 当該工事を受注したならば、下請契約等（指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の相手方となることを理事長が承認してはならない者（第43条第1項の規定により、下請契約等の相手方とすることを、理事長が承認してはならない者をいう。同条を除き、以下同じ。）が当該工事の全部又は一部（理事長が承認してはならない期間に係るものに限る。）に係る下請契約等の相手方として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。
- (9) 当該工事を受注したならば、当該工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理人若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。
- (10) 第38条の2第1項の規定により最低制限価格を設定する発注工事にあつては、第17条第2項の規定により再度の入札に付することとなった場合において、初度の入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札をした者は、当該再度の入札に参加することができないこと。
- (11) その他理事長が特に必要と認める事項
- 3 第2項第4号に規定する条件については、理事長が特に必要と認めるときは、広島県内又は広島市の区域若しくは広島市の特定区の区域内に本店等を置くものであることとすることができる。
- 4 第2項第5号イに規定する条件により難いと理事長が認める場合にあつては、別に条件を設定することができる。
- 5 理事長は、第1項の規定により、発注工事ごとに、その競争入札に係る入札参加条件を設定したときは、それぞれの発注工事の公表において明記するものとする。
- （入札後資格確認型一般競争入札における入札書の提出方法等）
- 第16条 入札後資格確認型一般競争入札に参加しようとする者は、その発注工事の公表に記載する期間内（次条第2項に規定する再度の入札に付した場合にあつては、同条第4項に掲げる通知に記載する期間内）に、入札書を提出しなければならない。
- 2 前項の規定による入札書の提出に当たっては、工事費内訳書を併せて提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により提出された入札書及び工事費内訳書は、撤回し、又は差し替えることができないものとし、入札後資格確認型一般競争入札に参加した有資格業者（以下この章及び第6章において「入札参加者」という。）が、入札書又は工事費内訳書のいずれかを、その発注工事の公表に記載した入札書受付期間又は添付書類受付期間内に提出しなかった場合は、当該入札参加者がした入札を無効とする。
- （入札後資格確認型一般競争入札における入札書の開札及び再度入札等）
- 第17条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札において入札参加者から提出のあった入札書を、その発注工事の公表に記載した開札日時に開札する。
- 2 理事長は、前項の規定により開札をした場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札（第38条の2第1項の規定により最低制限価格を設定する発注工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、1回に限り、直ちに、再度の入札に付することができる。この場合において、その発注工事に関し

て定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- 3 前項の規定により再度の入札に付する場合において、第38条の2第1項の規定により最低制限価格を設定する発注工事にあつては、初度の入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札をした入札参加者は、当該再度の入札に参加することができない。
- 4 第2項の再度の入札の開札は、当該再度の入札に付する旨を初度の入札の入札参加者（前項の規定に該当する入札参加者を除く。）に対し通知する際に設定した開札日時に行うものとする。

（入札後資格確認型一般競争入札における落札決定の保留）

第18条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札の開札を行った結果、形式上の不備がなく、有効な入札をした入札参加者がいると認めた場合は、当該入札参加者が、その発注工事に関し設定した個別参加資格を有しているかどうかの確認（第3項第1号に掲げる発注工事にあつては、その者の入札価格によっては当該発注工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの調査を含む。以下この条から第24条までにおいて「個別参加資格の確認」という。）を行うため、落札決定の判断を保留するものとする。

- 2 前項に掲げる形式上の不備に該当するかどうかは、経営管理部長が別に定めるところに基づき、判断するものとする。
- 3 第1項の規定により落札決定の判断を保留する際には、入札参加者のうち、次の各号に掲げる発注工事の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「最低価格入札者」という。）を個別参加資格の確認を行う入札参加者として指定するものとする。

- (1) 第38条第1項の規定により低入札価格調査基準価格を設定した発注工事 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした入札参加者のうち、最低の価格をもって入札をしたもの

- (2) 第38条の2第1項の規定により最低制限価格を設定した発注工事 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした入札参加者のうち、最低の価格をもって入札をしたもの

- 4 前項第1号又は第2号に掲げる最低の価格をもって入札をした入札参加者が2者以上ある場合は、これらの者にくじを引かせる方法によるくじ引を行い、順番を決定した上で、第1順位となった者を最低価格入札者とする。

（入札後資格確認型一般競争入札における一般競争入札参加資格確認申請書の提出）

第19条 最低価格入札者は、入札後資格確認型一般競争入札の開札の後、所定の期限までに一般競争入札参加資格確認申請書（前条第3項第1号に掲げる発注工事において、その者が第38条第1項に規定する低入札価格調査基準価格に満たない価格をもって入札をした場合にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書、工事費内訳明細書及び低入札価格調査報告書）（次条において「資格確認申請書」という。）を理事長に提出し、個別参加資格の確認を受けなければならない。

（入札後資格確認型一般競争入札における入札参加資格の確認）

第20条 理事長は、最低価格入札者に対する個別参加資格の確認を、その発注工事の公表に記載した開札日時（第17条第2項の規定により再度の入札に付した場合にあつては、同条第4項に規定する開札日時）を基準として、資格確認申請書に基づき、行うものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による個別参加資格の確認の結果、最低価格入札者が個別参加資格を有しない等と認めた場合は、第18条第3項第1号又は第2号に掲げる有効な入札をした入札参加者のうち、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をしたもの（契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると明らかに認められる者を除く。以下「次順位価格入札者」という。）に関し、資格確認申請書を徴した上で、前項の規定に準じ、個別参加資格の確認を行うものとする。ただし、同条第3項の規定によりくじ引を行った発注工事にあつては、くじ引の結果最低入札価格者の次の順位となった者を次順位価格入札者とする。

- 3 前項本文の場合において、同項に掲げる最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をした入札参加者が2者以上あるときの次順位価格入札者の決定については、第18条第4項の規定を準用する。

- 4 理事長は、第2項本文の規定による個別参加資格の確認の結果、次順位価格入札者が個別参加

資格を有しない等と認めた場合は、最低価格入札者及び次順位価格入札者以外の有効な入札をした入札参加者（契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると明らかに認められる者を除く。）に対し、次のいずれかに掲げるところにより、個別参加資格を有する者等を確認するまで、資格確認申請書を徴した上で、第1項の規定に準じ、個別参加資格の確認を行うものとする。

(1) 第18条第4項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりくじ引を行っている場合

ア 次順位価格入札者の次の順位の者がいるとき 当該次の順位の者から順番に順次

イ アに掲げる者がいないとき又はアに掲げる者全てについて個別参加資格を有しない等と認めたとき 次号のア又はイのいずれか該当するものに掲げるところによる。

(2) 前号に規定するくじ引を行っていない場合又は前号イに該当することとなった場合

ア 第18条第3項第1号に掲げる発注工事のとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、次順位価格入札者の次に低い価格をもって入札をしたものから価格順に順次（同価の入札をした者が2者以上ある場合は、同条第4項に規定する方法によるくじ引を行い、入札参加資格の確認を行う順番を決定する。イにおいて同じ。）

イ 第18条第3項第2号に掲げる発注工事のとき 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、次順位価格入札者の次に低い価格をもって入札をしたものから価格順に順次

（開札後の入札無効）

第20条の2 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札の入札参加者が、当該発注工事の開札の後、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者の行った入札を無効とする。

(1) 当該工事に対応する工種に関し、第11条第1項に規定する競争入札参加資格の取消事由に該当することとなったとき。

(2) 指名停止措置を受けることとなったとき。

(3) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、個別参加資格を有しなくなったとき（当該発注工事以外の発注工事に係る競争入札において第28条第3号エに該当することとなる前に、当該発注工事に係る入札後資格確認型一般競争入札において個別参加資格を有するとの確認を受けている場合を除く。）又は入札に関する条件に違反することとなったとき。

（入札後資格確認型一般競争入札における落札決定）

第21条 理事長は、個別参加資格の確認を行った結果、次の各号に掲げる発注工事の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当したときは、当該発注工事の落札決定を行うものとする。

(1) 第18条第3項第1号に掲げる発注工事 個別参加資格を有し、かつ、当該発注工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められない入札参加者がいると確認した場合

(2) 第18条第3項第2号に掲げる発注工事 個別参加資格を有する入札参加者がいると確認した場合

（入札後資格確認型一般競争入札における入札参加資格確認結果等の通知）

第22条 理事長は、前条の規定により落札決定を行った場合は、その発注工事の入札参加者に対し、個別参加資格の確認の結果及び入札結果を通知するものとする。

2 理事長は、個別参加資格の確認を行った結果、個別参加資格を有しないと認めた入札参加者等に対しては、その理由を通知するものとする。

（予定価格等の事後公表）

第22条の2 理事長は、第21条の規定による落札決定後、予定価格及び第38条第1項に規定する低入札価格調査基準価格（第38条の2第1項の規定により最低制限価格を設定した発注工事にあつては、予定価格及び最低制限価格）並びにその契約金額等を公表するものとする。

2 前項の規定による公表については、経営管理部長が別に定める。

（入札後資格確認型一般競争入札の中止）

第23条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札に付した発注工事において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その入札後資格確認型一般競争入札を中止するものとする。

- (1) 開札を行った結果、入札参加者がいなかったとき、又は入札参加者があったときにおいて有効な入札をした者がいなかったとき。
 - (2) 第20条第1項、第2項本文又は第4項の規定による個別参加資格の確認を行った結果、個別参加資格を有する入札参加者等がいると確認することができなかつたとき。
 - (3) その他理事長が当該発注工事に係る入札後資格確認型一般競争入札を中止しなければならない事情があると認めたとき。
- 2 理事長は、前項の規定に基づき入札後資格確認型一般競争入札を中止した場合において、当該入札後資格確認型一般競争入札を中止した旨を公表するとともに、入札参加者がいる場合は、当該入札参加者に対し通知するものとする。
- (中止案件の再度手続)

第24条 理事長は、前条第1項の規定により入札後資格確認型一般競争入札を中止した場合において、その発注工事に関し、改めて契約の相手方を決定する必要があるときは、原則として、再度、入札後資格確認型一般競争入札に付するものとする。

(手続の特例)

第25条 第19条及び第20条の規定にかかわらず、理事長は、必要と認める場合には、その発注工事の全ての入札参加者に対し、一般競争入札参加資格確認申請書を提出させて、個別参加資格を有しているかどうかの確認を行うことができる。

第4章 指名競争入札

(入札方式及び対象工事)

第26条 指名競争入札の方式は、通常型とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、これ以外の方式を採用することができる。

- 2 通常型指名競争入札の対象となる建設工事は、次のいずれかに該当する工事であるものとする。
 - (1) 災害本復旧工事（災害本復旧工事と合併して施行する工事を含む。第30条の2において同じ。）
 - (2) 特別な技術を要し施工可能な者が極めて限定される工事
 - (3) その他理事長が特に必要と認める工事

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、入札後資格確認型の方式以外の方式による一般競争入札を中止した場合において、その発注工事に関し、改めて契約の相手方を決定する必要があるときは、通常型指名競争入札に付することができる。

(通常型指名競争入札)

第27条 理事長は、通常型指名競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、発注工事ごとに、当該工事に対応する工種に係る有資格業者の中から通常型指名競争入札に参加することができる者（以下「指名業者」という。）を選定するものとする。

2 前項の場合において、発注標準を定めている工種にあっては、その発注工事の設計金額に対応する等級区分に属する有資格業者の中から選定するものとする。この場合において、別表の1の各号の等級区分に定める等級区分の欄のうち中欄に対応して選定する有資格業者の数は、第30条の2の規定が適用される場合を除き、原則として当該発注工事に係る指名業者の3分の1（端数は切捨て）とするものとする。

3 発注工事の設計金額に対応する等級区分に属する有資格業者の数が著しく不足する場合又は理事長が特に必要と認める場合にあつては、前項の規定によらないで、指名業者を選定することができる。

(指名基準)

第28条 理事長は、前条の規定により指名業者を選定するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 有効な経営規模等評価結果通知書等の有無
建設業法施行規則第18条の2の規定により受審した経営事項審査の経営規模等評価結果通知・総合評定値通知（以下「結果通知等」という。）を受けたにもかかわらず、その結果通知等の通知書の写しの提出がない者は選定しないこと。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納付状況

広島市税並びに消費税及び地方消費税について滞納がない旨の納税証明書（証明年月日が指名通知日から3か月前の日以降のものに限る。）が提出することができない者は選定しないこと。

(3) 不正又は不誠実な行為等の有無

ア 指名停止措置を受けている者は選定しないこと。

イ 明らかに法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本公社の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められるものは選定しないこと。

ウ 広島市の企業実態調査実施要領（平成11年4月1日施行）に基づく実態調査に関し、本公社の契約の相手方として不適当であると認められる者は選定しないこと。

エ 指名通知日の前1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者は選定しないこと。なお、個別参加資格の一つとして請負金額に係る施工実績を求めた場合において、有資格業者が、自らの見積に基づき当該施工実績を有するであろうと判断した上で入札をし、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した結果、当該施工実績に適合する実績を有さないことが明らかとなり、その入札を無効とされたときは、これらに該当しない。

オ 本公社に対する債務の履行の見込みがないと認められる者は選定しないこと。

(4) 経営状況

会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者又は手形若しくは小切手の不渡り若しくは手形交換所による取引停止処分があった事実、銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実等があり、経営状況が健全でないと判断される者は選定しないこと。

(5) 工事成績

ア 当該工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領（昭和50年4月1日施行。イにおいて「評定要領」という。）に基づく前年完成工事平均成績（1月から3月までの間に指名業者を選定するときにあっては前々年完成工事平均成績とし、グループ経審を受けた告示附則4に基づく企業集団又は持株会社化経審を受けた告示附則6に基づく企業集団に属する有資格業者が複数であるときにあってはそれらの有資格業者の前年完成工事平均成績の平均値とする。以下この号において同じ。）が60点未満である者は選定しないこと。

イ 当該工事に対応する工種の工事について、評定要領に基づく前年完成工事平均成績が67点以上である者は選定に当たり十分尊重すること。

(6) 当該工事に対する地理的条件

ア 当該工事の施工地域での工事实績等から見て、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制を確保し得る者かどうかを総合的に勘案すること。

イ 当該工事の施工場所が所在する区の区域内に営業所を有する有資格業者の選定は、第30条の2の規定が適用される場合を除き、原則として指名業者の3分の2以内とすること。

(7) 手持ち工事及び技術者の状況

手持ち工事の状況や技術者の配置状況から見て、当該工事の施工に必要な技術者を確保し得る者かどうかを総合的に勘案すること。

(8) 当該工事に対する技術的適性

当該工事と同等程度以上と認められる技術的水準や作業条件下での施工実績がある者かどうかを総合的に勘案すること。

(9) 安全管理の状況

本公社発注工事について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められる者は選定しないこと。

(10) 労働福祉の状況

- ア 健康保険法第3条第3項、厚生年金保険法第6条、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業所にあつては、指名通知日から2年前の日以降の各保険料について、各保険者が発行する滞納がない旨の証明書（証明日が指名通知日から3か月前の日以降のものに限る。）又は保険料を納付したことを証する書類の写しを提出できない者は選定しないこと。
- イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構の建設業退職金共済制度、建設業労働災害防止協会等への加入状況又は履行状況について、当該関係機関から特に好ましくないとの報告を受けている者は選定しないこと。

（優先指名）

第29条 前条の場合において、次のいずれかに該当する者については、他に優先して指名業者として選定することができる。

- (1) 一般競争入札を中止したことに伴い、通常型指名競争入札に移行した場合における当該一般競争入札に参加した有資格業者（一般財団法人広島市都市整備公社発注契約に係る談合情報対応マニュアルに規定する手続に伴い一般競争入札を中止した場合を除く。）
- (2) 地元業者であつて中小企業者
- (3) その他理事長が特に必要と認める者

（指名業者数）

第30条 理事長は、第27条第1項の規定により指名業者を選定するときは、次の表の左欄に掲げる設計金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業者数を確保するものとする。ただし、選定後において、第28条第2号又は第10号アに該当する者であることが判明したときその他特別の理由があるときはこれによらないことができる。

設 計 金 額		指 名 業 者 数
3,000万円未満		9者以上
3,000万円以上	5,000万円未満	12者以上
5,000万円以上		15者以上

（災害本復旧工事に関する事務の特例）

第30条の2 理事長は、災害本復旧工事について通常型指名競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合に限り、次の各号に定めるところにより、指名業者の選定及び見積期間の設定を行うものとする。

- (1) 指名業者の選定について

第27条第2項及び第28条第6号イの規定にかかわらず、指名業者の全てを、別表の1の各号の等級区分の欄のうち左欄及び中欄を適用した上で、当該災害本復旧工事の施工場所が所在する区の区域内に本店等を有する有資格業者で、かつ、災害協力事業者（広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱（平成18年6月1日施行）の規定により災害協力事業者として現に登録されている者をいう。以下この号において同じ。）である者の中から選定すること。ただし、これによつては、前条の表の右欄に掲げる指名業者数を確保することができないと見込まれる場合は、当該施工場所の地理的要件、交通事情その他の条件を勘案した上で、当該区の隣接区の区域内に本店等を有する有資格業者で、かつ、災害協力事業者であるものを選定対象に加えることができる。

- (2) 見積期間の設定について

第36条第1項の規定にかかわらず、見積期間を、同項に規定する休日及び理事長が別に定める日を算入した上で、同項の表の右欄に掲げる日数から同条第2項の規定により5日以内に限り短縮し、設定すること。

（指名通知）

第31条 理事長は、指名業者を選定した場合は、速やかに当該業者に対して、指名競争入札選定結果通知書により指名の通知を行うものとする。

- 2 前項の指名の通知の際には、契約規程第19条第2項の規定により、第14条第2項各号（第8号、第16号及び第17号を除く。）に掲げる事項を併せて通知するものとする。
- 3 第14条第3項の規定は、通常型指名競争入札の場合について準用する。この場合において、同項中「公表する」とあるのは、「第31条第1項の指名の際に通知する」と読み替えるものとする。

る。

(指名業者としての当該発注工事に係る通常型指名競争入札参加資格の喪失)

第32条 前条の規定により発注工事に係る指名業者としての通知を受けた者が、指名通知の後、開札(第32条の3第2項において準用する第17条第2項の規定により再度の入札に付した場合にあっては、第32条の3第2項において準用する第17条第4項の規定による開札。第32条の4及び第32条の5において同じ。)までの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該発注工事に係る通常型指名競争入札に参加することができない。

- (1) 当該工事に対応する工種に関し、第11条第1項に規定する競争入札参加資格の取消事由に該当することとなったとき。
- (2) 指名停止措置を受けることとなったとき。
- (3) 第28条第3号、第4号、第9号及び第10号イにおいて指名業者として選定しないこととしている者のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 当該工事を受注したならば、下請契約等の当事者とするを理事長が承認してはならない者を、当該工事の全部又は一部(理事長が承認してはならない期間に係るものに限る。)に係る下請契約等の当事者とし、又はしようとしていると認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、指名業者として選定した条件を満たさなくなったとき又は入札に関する条件に違反することとなったとき。

2 前項の場合において、理事長は、その者に対して、その発注工事に係る通常型指名競争入札に参加することができない理由を付して書面により通知しなければならない。

(通常型指名競争入札における入札書の提出等)

第32条の2 通常型指名競争入札における入札書の提出等は、第16条に定めるところに準じ、行うものとする。

(通常型指名競争入札における入札書の開札及び再度入札)

第32条の3 理事長は、通常型指名競争入札において指名業者から提出のあった入札書を、その発注工事の指名の通知の際に指定した開札日時に開札する。

2 第17条第2項から第4項までの規定は、通常型指名競争入札の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第32条の3第1項」と、同条第3項中「入札参加者」とあるのは「指名業者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(通常型指名競争入札の中止)

第32条の4 理事長は、通常型指名競争入札に付した発注工事において、指名業者のうち当該通常型指名競争入札への参加を予定するものが2者に満たなくなったときは、これを中止することができる。

2 前項に規定するほか、理事長は、通常型指名競争入札に付した発注工事において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その通常型指名競争入札を中止するものとする。

- (1) 開札を行った結果、有効な入札をした指名業者がいなかったとき。
- (2) その他理事長が当該発注工事に係る通常型指名競争入札を中止しなければならない事情があると認めるとき。

3 理事長は、前2項の規定に基づき通常型指名競争入札を中止した場合において、当該通常型指名競争入札への参加を予定していた指名業者又は当該通常型指名競争入札に参加した指名業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(開札後の入札無効)

第32条の5 理事長は、通常型指名競争入札に参加した指名業者が、その発注工事の開札の後、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者の行った入札を無効とするものとする。

- (1) 当該工事に対応する工種に関し、第11条第1項に規定する競争入札参加資格の取消事由に該当することとなったとき。
- (2) 指名停止措置を受けることとなったとき。
- (3) 第28条第3号(エを除く。)、第4号、第9号及び第10号イにおいて指名業者として選定しないこととしている者のいずれかに該当することとなったとき。

- (4) 当該工事を受注したならば、下請契約等の当事者とするを理事長が承認してはならない者を、当該工事の全部又は一部（理事長が承認してはならない期間に係るものに限る。）に係る下請契約等の当事者とし、又はしようとしていると認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、指名業者として選定した条件を満たさなくなったとき又は入札に関する条件に違反することとなったとき。

(落札決定)

第32条の6 通常型指名競争入札における落札者の決定は、第18条第3項及び第4項（第20条第3項において準用する場合を含む。）、第20条第2項及び第4項（これらの項において準ずるものとされる同条第1項の規定に係る部分を除く。）並びに第21条に規定する手続に準じ、行うものとする。

(予定価格等の事後公表)

第32条の7 第22条の2の規定は、通常型指名競争入札について準用する。この場合において同条第1項中「第21条」とあるのは、「第32条の7」と読み替えるものとする。

第5章 共同企業体

(共同企業体による競争入札)

第33条 理事長は、共同企業体によって円滑かつ確実な施工を図ることができると認められる工事については、共同企業体による競争入札を行うことができる。

(共同企業体による競争入札の取扱い)

第34条 前条に規定する共同企業体に発注する工事その他共同企業体による競争入札の取扱いについては、別に定める。

第6章 補則

(選定委員会の設置)

第35条 競争入札に参加することができる者を適正に確認し、又は選定するため、一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札参加者等選定委員会（次項において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の所掌事務その他必要な事項は、別に定める。

(見積期間)

第36条 理事長は、第13条第2項の規定により一般競争入札に付する場合にあつては第14条の規定により公表をした日の翌日から入札日の前日まで（郵送による入札の場合は、公表日の翌日から入札書送付期限の日まで）に、第27条第1項の規定により通常型指名競争入札に付する場合（第30条の2の規定が適用される場合を除く。）にあつては第31条の規定により指名の通知をした日の翌日から入札日の前日までに、次の表の左欄に掲げる設計金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる見積期間を設けなければならない。この場合において、原則として休日（一般財団法人広島市都市整備公社の休日を定める規則第1項各号に掲げる日をいう。）及び理事長が別に定める日（第41条第2項において「休日等」という。）は期間に算入しないものとする。

1件当たりの設計金額	見積期間
5,000万円未満	10日以上
5,000万円以上	15日以上

2 理事長は、やむを得ない事情があるときは、前項に定める見積期間を5日以内に限り短縮することができる。

(予定価格の設定)

第37条 理事長は、発注工事に関し、競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合にあつては、当該工事の設計金額を基に、当該発注工事に係る予定価格を適正に定めなければならない。

2 前項に規定する予定価格の設定にあつては、正当な理由なく設計金額の一部を減額してはならない。

(調査基準価格の設定)

第38条 理事長は、次条第1項の規定により最低制限価格を設定する工事以外の工事を発注するに当たって、競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断する基準として、低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を設定するものとする。

2 調査基準価格は、次の算式により得た額とする。

$$\text{算出額(円)} = \text{調査基準価格基準額} \times \text{偶発値} \times 108 / 100$$

3 調査基準価格の金額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 第2項の調査基準価格基準額は、次の算式により得た額(1円未満の端数は切上げ)とする。
ただし、その額が、当該工事の予定価格に108分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては当該工事の予定価格に108分の90を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に108分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該工事の予定価格に108分の70を乗じて得た額とする。

$$\text{調査基準価格基準額(円)} = a \times 95 / 100 + b \times 9 / 10 + c \times 9 / 10 + d \times 55 / 100$$

a、b、c及びdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：当該工事の直接工事費の額

b：当該工事の共通仮設費の額

c：当該工事の現場管理費の額

d：当該工事の一般管理費の額

5 第2項の偶発値とは、発注工事ごとに、調査基準価格としての意義を損なわないよう考慮した上で、理事長が、一の値を偶発的に発生させ、定める数値をいう。

6 第1項の規定に基づき調査基準価格を設定した場合において、当該調査基準価格に満たない価格の入札が行われたときは、理事長は、別に定める総額失格基準により算定する額及び基本的判断基準と照らし合わせ、その発注工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査をするものとする。

7 発注工事ごとの第2項の偶発値及び前項の総額失格基準による算定額(その基礎となる額を含む。)は、公表しない。

8 第6項の調査の結果、理事長は、その発注工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときにあっては最低価格入札者(第18条第3項第1号(第32条の6において準ずる場合を含む。)に掲げる者その他これに相当する者に限る。)を落札者とし、そのおそれがあると認められるときにあっては一般財団法人広島市都市整備公社建設工事等競争入札調査委員会(以下この条において「調査委員会」という。)に付議するものとする。

9 前項の規定により付議された発注工事に調査委員会が調査を行った結果、当該発注工事に係る契約の内容に適合した履行がされないと判断された場合には、前項の最低価格入札者を落札者とせず、次順位価格入札者又は第20条第4項に掲げる入札参加者(第32条の6において準ずる場合の指名業者を含む。)(いずれも第18条第3項第1号(第32条の6において準ずる場合を含む。))に係る者その他これらに相当する者に限る。)を落札者とする。この場合において、これらの者に係る入札の価格が調査基準価格に満たないときには、同様の調査手続を経るものとする。

10 調査委員会の設置、所掌事務その他必要な事項は、経営管理部長が別に定める。

(最低制限価格の設定)

第38条の2 理事長は、次に掲げる工事に関し、競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、最低制限価格を設定するものとする。

(1) 設計金額1億円未満の工事

(2) 災害復旧工事等で緊急を要する工事

(3) 年間を通じて行う単価契約の工事

2 前項の最低制限価格は、次の算式により得た額(1円未満の端数は切捨て)とする。

$$\text{最低制限価格(円)} = \text{最低制限価格基準額} \times \text{偶発値} \times 108 / 100$$

3 前項の最低制限価格基準額は、次の算式により得た額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、その額が、当該工事の予定価格に108分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては当該工事の予定価格に108分の90を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に108分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該工事の予定価格に108分の70を乗じて得た額とする。

$$\text{最低制限価格基準額 (円)} = (a \times 95 / 100 + b \times 9 / 10 + c \times 9 / 10 + d \times 55 / 100)$$

a、b、c及びdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：当該工事の直接工事費の額

b：当該工事の共通仮設費の額

c：当該工事の現場管理費の額

d：当該工事の一般管理費の額

4 第2項の偶発値とは、発注工事ごとに、最低制限価格としての意義を損なわないよう考慮した上で、理事長が、一の値を偶発的に発生させ、定める数値をいい、公表しない。

5 最低制限価格を設定した場合において、当該最低制限価格に満たない価格の入札が行われたときは、理事長は、当該入札をした者を落札者とせず、第21条第2号に掲げる者その他これに相当する者を落札者とする。

(入札回数)

第39条 削除

(入札参加の辞退)

第40条 第17条第1項又は第32条の3第1項の規定により競争入札の開札を行った場合において、第17条第2項(第32条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により再度の入札に付したときに、初度の入札に参加した入札参加者又は指名業者で、当該再度の入札への参加を辞退したいものは、理事長の指定する期間内に、理事長の指示する方法により当該再度の入札への参加を辞退することができる。

2 前項に規定するほか、第31条第1項の通知を受けた指名業者で、その通常型指名競争入札への参加を辞退したいものは、理事長の指定する期間内に、理事長の指示する方法により当該通常型指名競争入札への参加を辞退することができる。

(随意契約)

第41条 契約規程第22条第1号から第7号及び第10号から第14号までの規定により随意契約による場合の業者選定については第27条、第28条(第2号、第6号イ及び第10号アを除く。)及び第32条の規定を、予定価格の設定については第37条の規定を、見積合わせへの参加の通知を受けた有資格業者の辞退については前条第2項の規定を、見積合わせの中止については第32条の4の規定を、それぞれ準用する。ただし、業者選定に当たり、指名停止措置を受けている者に係る取り扱いについては、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第10条及び広島市競争入札参加資格者指名停止措置運用基準第3の規定を準用し、この場合において、規定中「市長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により随意契約による場合は、見積参加の通知をした日の翌日から見積日の前日までの間に、3日以上の見積期間を設けなければならない。この場合において、原則として休日等は期間に算入しないものとする。ただし、設計金額500万円以上の場合にあっては、第36条の規定の例による。

3 契約規程第22条第1号から第6号の規定より随意契約による場合において見積参加者を選定するときは、原則として、次の表の左欄に掲げる設計金額又は予定価格の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業者数を確保するものとする。

設計金額又は予定価格	選定業者数
設計金額100万円未満	3者以上
設計金額100万円以上 予定価格250万円以下	6者以上

4 前項の規定により随意契約による場合の見積回数は、設計金額100万円未満の場合にあっては初度・再度を合わせて3回を限度とし、設計金額100万円以上予定価格250万円以下の場合にあっては初度及び再度の2回を限度とする。

- 5 契約規程第22条第7号、第10号から第14号までの規定により随意契約による場合の見積回数については、初度・再度を合わせて5回を限度とする。
(落札者等の公表)
- 第42条 理事長は、競争入札又は随意契約により契約の相手方を決定した場合で、契約締結後速やかに閲覧に供することができる状態にした時から公表するものとする。
(下請負等の承認の禁止)
- 第43条 理事長は、本公社の契約において、受注者が、次の各号のいずれかに該当する者を下請契約等の相手方とすることを承認してはならない(第9号については受注者が直接締結する下請契約に限る。)。ただし、第8号に該当する者を除き、やむを得ない事由があると認められる者については、この限りでない。
- (1) 建設業法第28条第1項、第2項又は第4項の規定による指示の処分を受けた者で、当該指示に対応した措置を講じた旨を、当該指示を行った監督官庁に報告していないもの(第8号に該当する者を除く。)
 - (2) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分(当該営業停止が、広島市の区域を含む区域に関し行われたものであり、かつ、当該工事の受注者が下請契約等により行わせる予定である工事の工種に対応する業種の営業に関し行われたものである場合に限る。)を受けた者で、当該営業停止の期間を経過しないもの(第8号に該当する者を除く。)
 - (3) 建設業法第29条の規定による建設業の許可の取消しの処分を受けた者(当該取消しの日から5年を経過し、再度建設業の許可を受けたものを除く。)(第8号に該当する者を除く。)
 - (4) 建設業法第29条の2の規定による建設業の許可の取消しの処分を受けた者(第8号に該当する者を除く。)
 - (5) 第11条第1項の規定その他これらに類する本公社の要綱等の規定(これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。)により、本公社の建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる資格その他これに類する資格を取り消された者で、本公社の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができない期間を経過しないもの(第8号に該当する者を除く。)
 - (6) 指名停止措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの(第8号に該当する者を除く。)
 - (7) 第11条の4第1項(第11条第1項の規定に相当する部分に限る。)の規定その他これらに類する本公社の要綱等の規定(これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。)により、本公社の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができないとされた無資格業者で、本公社の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができない期間を経過しないもの(次号に該当する者を除く。)
 - (8) 暴力団(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(昭和62年11月1日施行)第2条第1項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第2項に規定する暴力団員等をいう。)、暴力団経営支配法人等(同条第3項に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)、被公表者経営支配法人等(同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。))又は暴力団関係者(同条第5項に規定する暴力団関係者をいう。)である者
 - (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(遊具設置工事を受注する者を除く。)である者。
 - ア 健康保険法第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法第7条の規定による届出の義務
 - (10) その発注工事に係る指名競争入札に参加した者のうち、受注者以外の者(当該競争入札にいったん参加した後、開札(第32条の3第2項において準用する第17条第2項の規定により再度の入札に付した場合にあっては、同条第4項の規定による開札)までの間に辞退した者を含む。)
 - (11) その他競争入札に参加することができないとされた者(第28条第3号ウ又はエに該当する者を除く。)で、競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- 2 理事長は、工事の受注者に対し、第1項第8号に該当する者を、当該工事の元請契約に基づい

て行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、請負契約上において、必要な措置を講ずることを求めることができる。

（消費税等の取扱い）

第43条の2 第13条第2項、第30条、第36条第1項、第38条の2第1項、第41条第2項、第3項及び第4項並びに別表の1に規定する金額には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

（委任規定）

第44条 この要綱に定めるもののほか、競争入札及び随意契約の実施に関し必要な事項は、経営管理部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

（財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札参加者選定要領の廃止）

2 財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札参加者選定要領（昭和58年4月1日制定）は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行前に決定する必要がある競争入札の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、広島市において、平成9年度建設工事競争入札参加資格を認定した日の翌日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、広島市において、平成11年度建設工事競争入札参加資格を認定した日の翌日から施行する。

2 この要綱に定める前年完成工事平均成績は、平成10年6月1日前の広島市請負工事成績評定要領に基づき評定された工事成績には5点を加算して算出するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に決定する必要がある競争入札の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年6月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から平成15年3月31日までの間は、第19条第三号ア中「55点未満」とあるのは「50点未満」とする。
- 3 この要綱の施行前に決定する必要がある競争入札の取扱いについては、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項第3号の規定及び第19条に第2号として加える「広島市の市税の滞納状況」の規定並びに第21条の指名業者数及び第33条第2項の選定業者数の改正規定については、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に決定する必要がある競争入札等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。
(財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱第31条第1項に規定する随意契約(不落随契)への移行基準の廃止)
- 2 財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱第31条第1項に規定する随意契約(不落随契)への移行基準(平成14年6月10日施行)は、廃止する。
(希望型指名競争入札試行実施要領の廃止)
- 3 希望型指名競争入札試行実施要領(平成15年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。ただし、別表の工事成績が特に優良な業者に適用する発注標準については、平成17年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱第19条に定める受注実績の取扱いについて(平成16年6月1日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に決定する必要がある競争入札の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に決定する必要がある競争入札の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。ただし、第43条第1項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表

1 発注標準

(1) 土木一式工事

発注工事設計金額	等級区分		
6億円以上	A		
3億円以上 6億円未満	A		B
1億5,000万円以上 3億円未満	B	A	
1億円以上 1億5,000万円未満	B	A	C
5,000万円以上 1億円未満	C	A・B	
3,000万円以上 5,000万円未満	C	B	
1,500万円以上 3,000万円未満	C	B	D
1,500万円未満	D	C	

(2) 建築一式工事

発注工事設計金額	等級区分		
6億円以上	A		
3億円以上 6億円未満	A		B
2億円以上 3億円未満	B	A	
1億5,000万円以上 2億円未満	B	A	C
5,000万円以上 1億5,000万円未満	C	A・B	
2,000万円以上 5,000万円未満	C	B	D
2,000万円未満	D	C	

(3) 電気工事

発注工事設計金額	等級区分		
2億円以上	A		
1億5,000万円以上 2億円未満	A		B
1億円以上 1億5,000万円未満	B	A	C
3,000万円以上 1億円未満	C	A・B	
2,000万円以上 3,000万円未満	C	B	
1,500万円以上 2,000万円未満	C	B	D
1,000万円以上 1,500万円未満	D	B・C	
1,000万円未満	D	C	

(4) 管工事

発注工事設計金額	等級区分		
2億円以上	A		
1億5,000万円以上 2億円未満	A		B
1億円以上 1億5,000万円未満	B	A	C
3,000万円以上 1億円未満	C	A・B	
2,000万円以上 3,000万円未満	C	B	
1,500万円以上 2,000万円未満	C	B	D
1,500万円未満	D	C	

(5) 舗装工事

発注工事設計金額	等級区分		
1億5,000万円以上	A		
5,000万円以上 1億5,000万円未満	A		B
3,000万円以上 5,000万円未満	B	A	
2,000万円以上 3,000万円未満	B	A	C
2,000万円未満	C	B	

(注1) 等級区分の欄（以下「区分欄」という。）の左欄は、全ての有資格業者に標準的に適用するものである。

(注2) 区分欄の中欄は、地元事業者（建設業法上の主たる営業所を広島市の区域内に置く有資格業者）に限り、区分欄の左欄に加えて適用するものである。

(注3) 区分欄の右欄は、工事成績が特に優良な業者に限り、区分欄の左欄に加えて適用するものである。この場合の工事成績が特に優良な事業者は、理事長が別に定める。

2 等級

(1) 土木一式工事

等級	総合数値
A	1,200点以上
B	900点以上 1,200点未満
C	600点以上 900点未満
D	600点未満

(2) 建築一式工事

等級	総合数値
A	1,200点以上
B	900点以上 1,200点未満
C	600点以上 900点未満
D	600点未満

(3) 電気工事

等級	総合数値
A	1,000点以上
B	800点以上 1,000点未満
C	600点以上 800点未満
D	600点未満

(4) 管工事

等級	総合数値
A	1,000点以上
B	800点以上 1,000点未満
C	600点以上 800点未満
D	600点未満

(5) 舗装工事

等級	総合数値
A	1,000点以上
B	600点以上 1,000点未満
C	600点未満